

税源移譲による個人住民税の滞納増加とその対応策

キャノングローバル戦略研究所
マクロ経済グループ 主任研究員 柏木恵

三位一体改革による所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が平成19年度からスタートした。税源移譲によって、自治体の自主財源は拡大したが、その一方で滞納増加の可能性も増えたことになる。これまで自治体の財政は国が徴収した税金からの移転に頼ってきた面が強い。地方分権の実現には自主財源は必要不可欠であるが、税源移譲後に個人住民税の滞納が増えるのではないかと筆者だけでなく自治体職員の間でも懸念されてきたが、予想どおりの結果となった。平成14年度以降減少傾向にあった地方税の滞納は、税源移譲がスタートした平成19年度に再び増加した。その原因は個人住民税の滞納が1300億円増加したことであった。

地方税徴収は、昨年の金融危機による世界同時不況のあおりを受けると予想され、これからも楽観はできないだろう。いかにして徴収するかということは自治体全体の急務な課題である。

本稿では、なぜ個人住民税の滞納が増えるのか、その原因と税源移譲前後の滞納状況をふまえ、この状況の中で、自治体がどのように取り組むべきか考えてみる。

1. 個人住民税徴収の難しさ

個人住民税は課税時期と徴収方法に特徴がある。①課税時期は翌年度である。個人住民税は所得税をベースに算定されるため、課税が翌年となる。しかも賦課徴収であるため、所得税の確定申告と違い、住民がほとんど意識しない税である。よって忘れた頃に納税通知書が送られてきて、意識していなかったため、慌てるケースが多い。②個人道府県民税の徴収は個人市町村民税と合わせて、市町村が徴収する。道府県は徴収取扱費を市町村に払い直接徴収はしない。

そのほか地方税徴収全体にいえることであるが、国税専門官と違い、地方公務員は徴収のために公務員になったのではなく、配属でたまたま地方税の徴収を行うことになった者が多い。しかも最近ではゼネラリスト志向なので、3年経つと異動となり、せっかく培ったノウハウが蓄積されないということが起きている。

このように納める住民にさほど意識がなく、徴収する自治体職員も国税専門官のような教育は受けておらず、しかも道府県は直接徴収をすることが基本的にはできないという状況なのである。

2. 税源移譲前後の個人住民税の滞納の変化

表1は税源移譲の前後平成18年度と平成19年度を表したものである。地方税全体の滞納は516億円増えている。そのうち個人住民税は1300億円増なので、差し引きすると、その他の税目全体では、合計で784億円滞納が減ったことになる。つまり個人住民税の滞納が突出して増加したことを示しており、それだけ個人住民税の滞納が深刻であることが読み取れる。地方税滞納残高に占める個人住民税滞納の割合をみても、36.13%から41.76%と5.63%も増えている。しかし、個人住民税収に対する滞納率は0.93%減となっており、滞納率が下がっているにもかかわらず、滞納額が1300億円増えたという逆転現象が起きているのだが、それは税源移譲によって税收規模が拡大したため、

滞納率が減っても、滞納額が減るとは限らないからである。

表1 税源移譲による個人住民税の滞納の増加

単位：億円

	H18	H19	増減
滞納残高(地方税全体)	19,245	19,761	516
うち個人住民税分	6,953	8,253	1,300
うち個人住民税分(%)	36.13%	41.76%	5.63%
個人住民税の収入額	91,033	123,111	32,078
個人住民税収に対する滞納率	7.64%	6.70%	-0.93%

注：平成19年度値は総務省に確認済み。

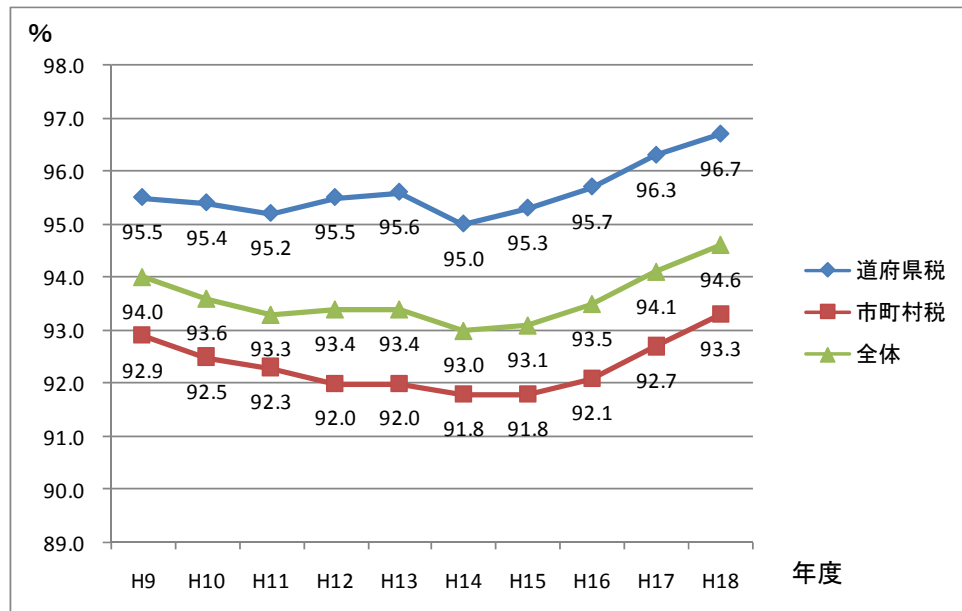
出所：総務省ホームページおよび総務省ヒアリングにより筆者作成。

3. さらなる徴収強化が必要

バブル崩壊以降、右肩下がりだった地方税の徴収率は、平成14年度の道府県民税95%、市町村税91.8%まで落ち込んだが、その後は回復傾向に転じ、平成18年度では道府県民税は96.7%、市町村税は93.3%まで回復した(図1)。

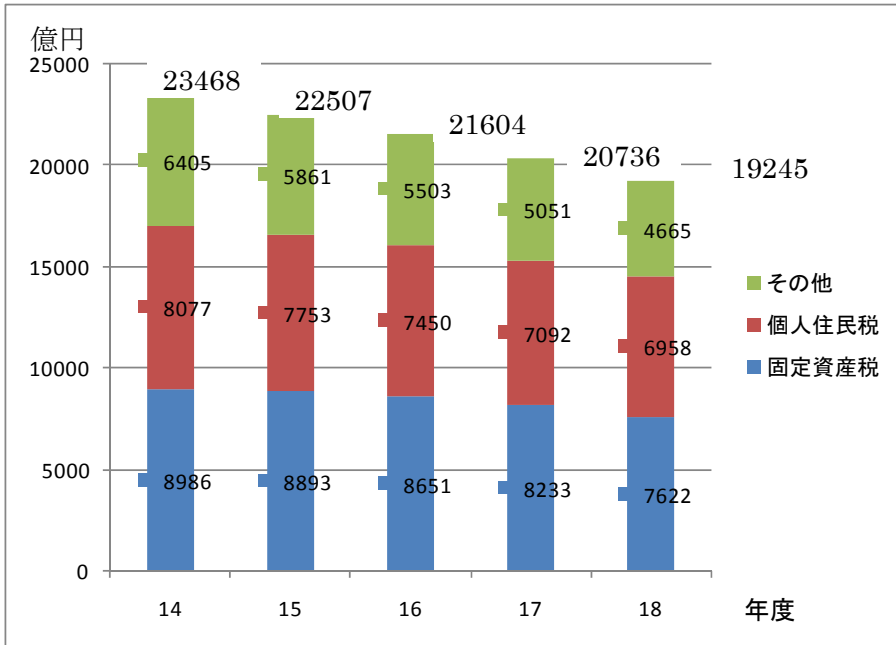
滞納残高に着目してみると、地方税の滞納残高(累積)は、平成14年度の2兆3468億円をピークに平成18年度は1兆9245億円まで減ってきていた(図2)。

図1 自治体の徴収率



出所：総務省資料

図2 地方税の滞納残高（累積）の推移



出所：総務省ホームページから一部抜粋し筆者作成。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran02_20.html

平成14年度から平成18年度の徴収の回復には、景気回復の影響もさることながら、その間、電子申告、コンビニ収納、マルチペイメントネットワークによる電子収納、クレジット収納といった収納チャネルの拡大が寄与している。また、滞納残高の減少には、インターネット公売の導入、電話催告などの一部民間委託なども寄与している。なかでも個人住民税の滞納減少には、道府県と市町村の共同徴収が有効だ。現在では約37団体が力を合わせて共同徴収をしている。

金融危機による世界同時不況のあおりを受け、今年度も個人住民税の滞納は増加すると予想される。自治体においては、これからも基本に忠実に、電子申告やコンビニ収納、クレジット収納などあらゆるチャネルを駆使した期限内納付の促進と、積極的な電話催告や文書催告による現年滞納の縮小など早め早めの徴収を心がけることと、繰越事案については、滞納処分の執行という徴収の公平性の実現に取り組んでいくことが肝要と考える。